

大山崎町分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

近年、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会で採択されるなど、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会へと転換することが求められている。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、一般廃棄物の収集・運搬については町が、処理については向日市、長岡京市及び本町で構成する一部事務組合の乙訓環境衛生組合が主体で行っている。

3Rの推進等により、最終処分量は長期的には減少傾向にあるものの、廃棄物処理施設(処分場)の確保は非常に重要な課題である。とりわけ、乙訓環境衛生組合が管理運営する既存の最終処分場である勝竜寺埋立地の残容量は十年程度分と予測されており、また、場外処分場である大阪湾臨海環境整備センターの埋立処分場についても、今後一定期間の供用は見込めるものの、永続的に利用できることが確約されるものではない。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きなウエートを占める容器包装廃棄物の分別収集、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るために、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量をはじめ、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用を促進し、循環型社会の形成を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境にやさしい社会づくり
- ・徹底した分別を行うことにより、最終処分量を減らしていく環境づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む。）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条 第2項 第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	616 t	613 t	611 t	608 t	606 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条 第2項 第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。

なお、実施にあたっては町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、住民、事業者、廃棄物処理業者及び学識経験者等で構成する、廃棄物減量等推進審議会を開催し、排出抑制等に関するコンセンサスを形成する。

(1) レジ袋及び過剰包装抑制の啓発

- ① 過剰包装を断るための町民への啓発
- ② レジ袋及び過剰包装の抑制のための事業者への協力要請
- ③ レジ袋の抑制及びマイバック運動の推進

(2) 教育、啓発活動

- ① あらゆる広報媒体を通じての、分別方法等の周知徹底を図る。
- ② ごみ処理施設の見学会を実施し、町民への意識の高揚を図る。
- ③ 学校での環境学習への積極的な支援を行う。

(3) リサイクル活動への支援

- ① 町内会・自治会・子供会等のリサイクル活動を広く周知し支援する。
- ② 環境問題に取り組む民間団体への支援を行う。

(4) 乙訓環境衛生組合リサイクルプラザにおける再生事業

廃棄物の再生を目的としたガラス、自転車、家具の各工房を設置し、再生品等を展示するとともに、ガラス工芸教室等を開催しリサイクルへの啓発が行われており、広く町民への事業周知を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条 第2項 第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

なお、紙パック、段ボールについては、集団回収により自主ルートで再資源化を図る。白色トレイについても、商業施設の独自回収により自主ルートで再資源化を図る。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他の色のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが使用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック
上記の内、主として白色の発砲スチロール製の食品トレイ	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条 第2項 第4号)

(単位：t)

分別収集する 容器包装の種類	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容器	12		12		12		12		12	
主としてアルミ製の容器	18		17		17		17		17	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	36		36		36		36		36	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	36		36		36		36		36	
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	19		19		19		18		18	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	19		19		19		18		18	
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	20		20		20		20		20	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	12	8	12	8	12	8	12	8	12	8
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く)	2		3		4		5		5	
主として段ボール製の容器包装	46		47		47		48		48	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	29		29		29		29		29	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	29		29		29		29		29	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	70		70		69		69		68	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	70	0	70	0	69	0	69	0	68	0
	(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0		0		0		0		0	0
9 品 目 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	252		253		253		254		253	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出

方法

ごみの発生抑制（減量）とごみの資源化を推進し、現在の分別収集を進めていくことを前提として、直近年度の収集実績及び人口推計をもとに令和9年度までの特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを算出した。

$$\text{分別基準適合物等} = \text{令和3年度実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口推計については、「大山崎町一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）」に用いた推計値とし、飲料用紙パック及び段ボールについては、同計画において算出した見込み量とした。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
15,846人 (対前年度比)	15,785人 (対前年度比)	15,772人 (対前年度比)	15,656人 (対前年度比)	15,590人 (対前年度比)
99.97%	99.62%	99.92%	99.26%	99.58%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条 第2項 第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	カ ン 類	町による 定期収集	乙訓環境衛生組合
	アルミ			
ガラスびん	無色ガラス	ガ ラ ス び ん	町による 定期収集	乙訓環境衛生組合
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	集団回収	民間資源回収業者
	段ボール	段ボール	集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町（委託業者）	乙訓環境衛生組合
	その他プラスチック製容器包装	そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク	による定期収集	
	その他プラスチック製容器包装	白 色 ト レ イ	商 業 施 設 の 独 自 回 収	民間資源回収業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条 第2項 第6号)

缶、ガラスびんの容器包装廃棄物は、乙訓環境衛生組合のリサイクルプラザ施設において、選別、圧縮、梱包、保管等を行う。

ペットボトル、その他プラスチック容器包装廃棄物については、勝竜寺埋立地内のプラプラザ施設において、選別、圧縮、梱包、保管等を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール缶 アルミ缶	プラスチック コンテナ	2t/パッカー車	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ
ガラス びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	プラスチック コンテナ	2t ダンプ (深 ボディ、パワー ゲート付)	
紙	飲料用紙パック 段ボール	集 団 回 収		民間資源回収業者
プラ スチ ック	ペットボトル	ビニール製折畳 容器	2t/パッカー車	乙訓環境衛生組合 プラプラザ
	その他プラスチック製 容器包装	ビニール製折畳 容器	2t/パッカー車	
	白色トレイ	商業施設の独自回収		民間資源回収業者

分別収集に必要な施設計画（その1）

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参 考 欄
<p>1 排出容器</p> <p>① 箱型 プラスチックコンテナ</p> <p>② 箱型 プラスチックコンテナ</p> <p>③ ビニール容器 ビニール製 折畳容器</p> <p>④ ビニール容器 ビニール製 折畳容器</p>	<p>a 缶 (アルミ・スチール)</p> <p>b ガラスびん (無色・茶色・その他)</p> <p>c ペットボトル</p> <p>d その他プラスチック</p>	<p>〔仕様〕 大型プラスチックコンテナ 材質 プラスチック製 容量 160ℓ コンテナ1個の有効外寸 530mm×770mm×400mm 数量 収集ステーション1カ所当り 2～8個</p> <p>〔仕様〕 小型プラスチックコンテナ 材質 プラスチック製 容量 49ℓ コンテナ1個の有効外寸 330mm×480mm×310mm 数量 収集ステーション1カ所当り 8～20個</p> <p>〔仕様〕 折畳容器 材質 ビニール製 容量 512ℓ 容器1個の有効外寸 800mm×800mm×800mm 数量 収集ステーション1カ所当り 1個</p> <p>〔仕様〕 折畳容器 材質 ビニール製 容量 512ℓ 容器1個の有効外寸 800mm×800mm×800mm 数量 収集ステーション1カ所当り 3個～5個</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>昭和54年 4月から分別収集開始</p> <p>平成12年 4月から分別収集開始</p> <p>平成13年 4月から分別収集開始</p>
<p>2 集積場所</p>	<p>a～d</p>	<p>分別収集ステーション利用 町内83カ所</p>	<p>町</p>	

※ 同施設計画は、町が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画（その2）

【運搬段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参 考 欄
<p>1 専用車両</p> <p>① 資源回収 用パッカ ー車</p> <p>② 資源回収 用深ボデ ィ車 (ハ°ワ-ゲ°-ト 付)</p> <p>③ 資源回収 用パッカ ー車</p> <p>④ 資源回収 用パッカ ー車</p> <p>⑤ 容器運搬 用トラッ ク (ハ°ワ-ゲ°-ト 付)</p>	<p>a 缶</p> <p>b ガラスびん</p> <p>c ペットボト ル</p> <p>d その他プラ スチック</p>	<p>〔仕様〕 形状 最大積載量 2000 kg 数量 1 台</p> <p>〔仕様〕 形状 最大積載量 2000 kg 数量 1 台</p> <p>〔仕様〕 形状 最大積載量 2000 kg 数量 1 台</p> <p>〔仕様〕 形状 最大積載量 2000 kg 数量 1 台</p> <p>〔仕様〕 形状 最大積載量 2000 kg 数量 1 台</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>委託</p> <p>委託</p> <p>町</p>	<p>昭和 54 年 4 月から分 別収集開始</p> <p>平成 12 年 4 月から分 別収集開始</p> <p>平成 13 年 4 月から分 別収集開始</p> <p>昭和 54 年 4 月から分 別収集開始</p>

※ 同施設計画は、町及び委託業者が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画（その3）

【中間処理段階】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	中間処理施設	備考
缶	スチール	カン	リサイクルプラザ 資源化施設 選別圧縮保管	
	アルミ			
ガラスびん	無色ガラス	ビン		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック		

※ 同施設計画は、乙訓環境衛生組合が管理主体となる施設計画である。

リサイクルプラザ	大山崎町字下植野小字南牧方32番地
プラプラザ	長岡京市勝竜寺下長黒1-1番地
勝竜寺埋立地	長岡京市勝竜寺下長黒1-1番地

乙訓環境衛生組合の構成市町は、ごみの収集に関して、現在は、次の10種類（①～⑩）に分けて分別収集を実施している。

- | | |
|----------------|--|
| ① 可燃ごみ | 紙類、厨芥、草木類等の可燃物 |
| ② 粗大ごみ | 木材類、家具、電気製品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンを除く。）、金属製品等 |
| ③ 缶 | アルミ缶、スチール缶 |
| ④ ガラスびん | ガラスびん |
| ⑤ その他不燃物 | 陶磁器類、鍋、ヤカン、金属製品等 |
| ⑥ 筒型乾電池 | |
| ⑦ 蛍光灯 | |
| ⑧ ペットボトル | |
| ⑨ スプレー缶・ガスライター | |
| ⑩ その他プラスチック | |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に実施するため、次の取り組みをすすめていく。

(1) 排出指導の徹底

現在、民間業者に委託して、分別収集ステーションに分別排出指導員を配置し、適正な排出を行うよう町民向け指導を行っており、今後も継続的に取り組む。

又、町民による自主的な啓発活動を推進していくため、各町内、自治会から環境美化推進員を委嘱し、研修会等を通じて地域の人材育成を図る。

(2) 分別の促進

半透明の指定ごみ袋の導入や継続的な啓発により、町民の分別に対する意識を高め、容器包装廃棄物を含めた資源物の分別を促進する。

(3) 集団回収への支援

古新聞、古雑誌、段ボール紙、紙パック等については、地域の子供会が主体となり、自主的に集団回収されており、これらの活動を支援するため、町民向け情報提供を推進します。

(4) 進捗状況の確認

毎年度、分別収集計画の進捗状況を確認し、事後評価を行う。